

2024年6月

お客さま 各位

玉島信用金庫

一部預金商品の新規取扱い停止および預金規定改定のお知らせ

この度、玉島信用金庫（理事長 宅和博彦）では、2024年9月2日（月）より以下の預金商品の新規取扱い停止および預金規定の改定をさせていただくことといたしました。当座預金の新規取扱い停止につきましては、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして行うものです。

今後ともより一層ご満足いただけるよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新規取扱いを停止する預金商品

- (1) 当座預金（一般）
- (2) 通知預金

2. 改定となる預金規定

「当座勘定規定（一般当座用）」

- ・払戻請求書による当座預金出金の取扱い開始に伴い、以下の条項を改定いたします。
- ・改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

（下線部：改定箇所）

改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2）（省略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払等） （1）～（2）（省略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</u> <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>

<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑、（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）（省略）</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑、（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。</p> <p>（2）～（3）（省略）</p>
--	--

3. ご留意事項

口座開設停止日以前に開設された口座は、引き続き従来どおりご利用いただけます。

以 上